

## 狂犬病抗体価モニタリング調査への協力をお願い

動物検疫所長

我が国への狂犬病侵入リスクの高まりを背景に、諸外国の制度や最新の科学的知見を踏まえた新しい犬等の輸入検疫制度が平成16年11月に施行されました。新制度のもとでは、指定地域以外から犬及び猫を輸入するためには、定められた方法による狂犬病の予防接種の後、指定検査施設において抗体価検査を実施することが必要となりました。

動物検疫所では、現行の輸入検疫制度の検証の一つとして、輸入犬等の狂犬病抗体保有状況の実態を把握することを目的とし、平成21年9月より「輸入犬等の狂犬病抗体価モニタリング調査」（以下「抗体価モニタリング調査」という。）を実施することとしました。

具体的には、指定地域以外から輸入される犬及び猫のうちの一部<sup>\*</sup>を対象とし、事前に輸入者の同意をいただいた場合に限り、獣医師の家畜防疫官が採血し、これを検査試料として使わせていただきます。

つきましては、抗体価モニタリング調査の重要性を理解していただき、輸入時の採血にご協力くださいますようお願いいたします。ご協力下さる場合は、輸入の届出書の提出と同時に別紙の「狂犬病抗体検査同意書」を提出していただきます。

### （注意事項）

- 検査結果は、輸入者ご本人にお伝えする以外は、本調査の目的以外には一切使用されることはありません。すなわち、検査結果が、今回の輸入について、その可否や係留期間に影響することはありません。
- 採血は、輸入者の立会いの下に獣医師の家畜防疫官が実施します。
- 採血は、原則として到着空港の小動物検査室等で実施します。
- 採血に要する時間はおよそ10分ですが、到着空港によっては採血場所への移動に少々時間を要する場合があります。
- 採血量はおよそ2mlです。
- 採血後、採血箇所（前肢若しくは後肢）に内出血や腫脹が起こることがありますが、通常、数日で自然に治癒します。
- 事前に同意をいただいても、到着時の動物の健康状態や到着時間帯によっては、採血ができない場合があります。

<sup>\*</sup> ) 当面は、成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に、平日の午前9時から午後4時の間に到着する航空機で輸送された犬のみ（実験用を除く。）を対象とします。

## 狂犬病抗体検査同意書

動物検疫所長 殿

私は、動物検疫所が実施する「輸入犬等の狂犬病抗体価モニタリング調査」のために、私が輸入を申請する下記の犬等について動物検疫所の家畜防疫官が採血を行い、これを検査試料として使用することに同意します。

平成 年 月 日

(輸入申請者本人) 住所

電話番号

氏名

(検査を受ける犬等) 動物の種類/品種/毛色

個体識別番号/マーク

### 輸入犬等の狂犬病抗体価モニタリング調査について

この調査は、狂犬病の侵入防止の観点から現行の犬等の輸入検疫制度の有効性を検証する目的で実施するものです。

検査結果は、輸入申請者ご本人にお伝えする以外は、本調査以外の目的には一切使用されることはありません。すなわち、検査結果が、今回の輸入について、その可否や係留期間に影響することはありません。

採血後、採血箇所（前肢若しくは後肢）に内出血や腫脹が起こることがありますが、通常、数日で自然に治癒します。

本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

動物検疫所